令和8年度

委託番号　08-G206-Y2

県単道路除雪事業
融雪設備保守点検業務委託

特　記　仕　様　書

令和8年11月

北秋田地域振興局建設部

融雪設備保守点検業務委託　特記仕様書

第1条 総則

融雪設備保守点検業務委託契約に基づき、委託した業務については、当該業務委託契約書、設計図書及びこの特記仕様書に定めるところによる。

第2条 監督職員

この特記仕様書において監督職員とは、発注者が当該業務委託の監督権限を行使するものとして、受注者に通知した職員をいう。

第3条 業務内容

1. 融雪設備保守点検

業務着手後、速やかに保守点検計画を立て、外観点検・抵抗測定・動作点検・清掃・融雪状況確認を行うこと。

2. 定置式凍結抑制剤散布装置保守点検

業務着手後、速やかに保守点検計画を立て、装置本体の点検、バッテリーの充電、装置の設置、センサー調整、試運転等を実施し、設置後は散布時間、散布実施温度の設定、散布方向等の調整を行うこと。散布装置の撤去については今後路面の凍結の恐れがないと判断された場合は監督職員と協議し散布装置の撤去を行うものとする。

3. 業務終了に際し提出する業務報告書に次年度の保守点検業務での実施が望ましい項目を記載すること。

4. 業務実施に際し支障がある項目が生じた場合は速やかに監督職員に報告し、応急対策について別途協議する。

5. 交通事故等により散布装置に破損が認められた箇所がある場合は、速やかに監督職員に報告すること。

第4条 交通安全管理

受注者は当該業務が危険性を伴う道路上の作業であることを十分に認識し、作業員に対して常に労働安全の指導と意識向上を図り、交通誘導員を配置するなど事故防止に努めなければならない。

第5条 提出書類

1. 受注者は発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を遅滞なく提出しなければならない。

2. 受注者が発注者に提出する書類で様式の定められていないものについては、受注者において様式を定め提出するものとする。但し、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

3. 業務計画書には、契約図書に基づき次の事項を記載するものとする。
（1）業務概要　（2）実施方法　（3）業務工程　（4）業務組織計画
（5）打ち合わせ計画　（6）連絡体制（緊急時等）　（7）その他

令和8年度

委託番号　08-G206-Y2

県単道路除雪事業
融雪設備保守点検業務委託

条　件　明　示　書

令和8年11月

北秋田地域振興局建設部

融雪設備保守点検業務委託　条件明示書

1．業務箇所
業務箇所は、以下のとおりです。

・融雪設備点検
1)（一）福館阿仁前田線　阿仁前田
2) 国道285号　道の駅ひない
3) 国道285号　板戸越
4) 国道285号　米内沢
5) 国道105号　七日市
6)（主）鷹巣川井堂川線　空港地下道
7)（主）大館停車場線　大館駅前
8)（主）大館十和田湖線　御成町

・定置式凍結抑制剤散布装置　稼働前点検・調整・清掃　散布機設置・撤去・ｾﾝｻｰ調整
1) 国道103号　曲田　１基
2) 国道105号　阿仁笑内　１基
3) 国道285号　板戸越ﾄﾝﾈﾙ　２基　　上小阿仁ﾄﾝﾈﾙ　２基　南沢ﾄﾝﾈﾙ　２基
4)（主）大館十和田湖線　雪沢ﾄﾝﾈﾙ　２基
5)（主）二ツ井森吉線　増沢　１基
6)（主）鷹巣川井堂川線　空港地下道　２基
7)（一）大館能代空港東線　千樹里ﾄﾝﾈﾙ　２基
8)（一）大館能代空港西線　小ヶ田　１基
9)（一）桂瀬笹館線　舟木　１基

・定置式凍結抑制剤散布装置　噴射装置点検・調整・清掃
1) 国道103号　山館ﾄﾝﾈﾙ　２基
2) 国道285号　米内沢ﾄﾝﾈﾙ　２基

2．定置式凍結抑制剤散布装置
北秋田地域振興局除雪車庫に保管してある定置式凍結抑制剤散布装置を設置場所へ搬出し、シーズン終了後には、装置の撤去、清掃を実施し北秋田地域振興局除雪車庫に保管するものとします。

3．安全対策関係
委託期間中の交通管理として、交通誘導員を配置するものとし、交通誘導警備員（A）を9人、交通誘導警備員（B)を8人計上しておりますが、現地の状況等により変更が必要な場合は別途協議します。なお、交代要員は無としています。

4．諸経費率について
本業務の共通仮設費及び現場管理費の地域補正については、施工地域補正区分を「一般交通影響有り(1)-1」として積算しています。